



近年の韓国特許業界の状況

1. はじめに

近年、特許業界においては、中国の台頭が目覚ましい一方で、韓国企業の成長も見逃せない状況となっています。例えば、二次電池、IoT関連標準必須特許、AI搭載のロボットの分野などでもその活躍が際立っております。本稿では、近年の韓国特許事情、及び、韓国における日本と異なる制度に着目し、韓国の特許業界について解説致します。

2. 特許出願状況

日本特許庁の「特許行政年次報告書 2024年版」によると、2023年度の韓国特許庁（KIPO）への特許出願件数は約24.3万件と記されております（下記表1）。一方、同年度の日本特許庁（JPO）への出願件数は約30万件であり、両者の間には約6万件的差が生じています。しかし、2019年度以降の動向を見ると、KIPOへの特許出願件数は2019年に比して2023年度は約11%増加しており、減少傾向にあるJPOに比べ、その成長がうかがえます。

表1: 2019/2023 特許出願件数比較

出願件数	2019年	2023年	増減
KIPO	21.9	24.3	11% UP
JPO	30.8	30.0	3% Down

(万件)

両国への内国人以外の出願件数に着目しますと（下記表2）、KIPOへの出願人は米国に続き日本が多く、日本からKIPOへの出願件数は約1.4万件となります。一方、韓国からJPOへの出願は約5700件であり、日本企業が

ら韓国への出願件数が韓国企業から日本への出願よりも約3倍となります。この結果をみると、韓国企業の日本市場への興味よりも、日本企業の韓国市場への興味が勝っているようです。

表2: 居住国別出願件数比較（2023年）

	KIPOへの出願	JPOへの出願
米国	16,552	17,822
日本	14,187	—
中国	5,446	8,192
韓国	—	5,717

つぎに、日本から海外への出願件数について2019年度と2023年度を比較しますと（下記表3）、2023年度の日本企業から韓国への出願件数は多少減少しております。また、2019年に比して日本から海外への出願件数は全体的に減少しており、日本企業等による外国出願の比率が多少低下していることが分かります。

表3: 2019/2023 日本から海外への出願件数比較

特許出願件数	2019年	2023年	増減
USPTO(米国)	85,748	73,268	15% Down
CNIPA(中国)	48,867	45,259	7% Down
EPO(欧州)	22,086	21,520	3% Down
KIPO(韓国)	15,023	14,186	6% Down

また、JPOに対する2023年度の外国企業のランキング（下記表4）には、2位にLG Energy社、4位にLG Chem社、10位にSamsung Electronics社など韓国企業3社がTOP10入りを果たしております。

表4: JPOへの特許出願（外国企業）ランキング

2023	
1	Huawei Technologies Co., Ltd.
2	LG Energy Solution Ltd.
3	Royal Philips
4	LG Chem, Ltd.
5	Beijing Baidu Netcom Science and Technology
6	Google LLC
7	Applied Materials, Inc.
8	The Boeing Company
9	Panasonic Intellectual Property Corp. of America
10	Samsung Electronics Co., Ltd.

3. 韓国特許制度について

古くは、韓国特許法は日本特許法と多くの類似する規定がありました。しかし下記表4に示すように、近年の韓国特許制度は日本特許制度にはない制度などが導入されています。

例えば、審査猶予制度、再審査請求制度、懲罰的損害賠償制度などは日本特許制度には見られない制度となります。

表4: 各国特許制度の主な相違

	韓国	日本
シフト補正違反	—	○
プログラム自体のクレーム	媒体が必要	○
審査猶予制度	○	—
再審査請求制度	○	—
拒絶査定不服審判時の補正	×	○
懲罰的損害賠償制度	○	—

例えば、2019年の韓国の特許法及び不正競争防止法の改正で、懲罰的損害賠償の賠償額の上限を3倍から5倍に上げる法案が導入されました。「懲罰的損害賠償」とは、特許権の侵害又は営業秘密の漏洩行為などが「故意的」とであると認められる場合に、実際認められた損害額よりも上乗せされた賠償額が課されることを可能にする制度となります。韓国ではこのような改正により、知的財産権の保護手段が一段と強化されました。

（韓国特許法第128条第8項、不正競争防止法第14条の2第6項等）

また、韓国特許制度では特定の技術分野に対する審査の促進が積極的に図られています。例えば、韓国には、国家競争力と直結すると考えられる技術に関する特許出願について、優先審査を受けられる制度があります。2022年に半導体に関連する技術について優先審査の対象として指定したことをはじめ、2023年にはディスプレイに関連する技術を指定し、2024年には2次電池に関連する技術にも対象が拡大されました。他にも、環境技術についての優先審査の基準がさらに緩和されるなど、主要産業分野への政策的な支援を強化し続けています。なお、優先審査対象として決定を受けた場合は、1か月以内に審査が着手され、約2か月程度でその結果を受けとることが可能です。

4. まとめ

以上のように近年の特許業界において韓国企業の成長は目覚ましいものとなっております。また、韓国は依然日本企業にとって重要な市場となっております。近年、韓国特許制度は多くの特徴的な制度が設立されておりますので、これら制度の理解を深め、戦略的に特許出願を行うべく、今後も韓国特許制度の改訂に注視し、弾力的に対応することが求められます。

筆者紹介

都野 真哉

1999年に弁理士登録、2015年にTMI総合法律事務所に入所。

AIPPI-JAPAN業務執行理事。

専門は特許であり国内外を問わず権利化及び権利化後の業務を担当。

趣味は絵画鑑賞、写真、ゴルフ等

具 益善

韓国出身の特許技術者。都内の大学及び大学院を修了し、2020年にTMI総合法律事務所の東京オフィス入所。主な取扱分野は化学・材料分野の特許・意匠案件であり、他法域の韓国関連案件も多数担当。趣味は、食、異文化体験の旅と自己啓発書。